

第5章 施策展開に当たっての考え方

1 事業の選択と集中の徹底

県、市町村の厳しい財政状況が続いている中、県民ニーズや地域の課題に即応した事業の展開が必要です。

このため、農業・農村における現状と課題を踏まえ、生産基盤整備については、「高収益作物への転換」「生産コストの削減」といった真に農業構造改革を図るところから優先的に実施していくなど、事業効果の十分な検証を通じた選択的かつ集中的な事業実施を行います。

2 「環境公共」の取組

県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けて推進することとしています。

平成20年2月には「あおもり環境公共推進基本方針」を策定し、環境公共の推進に当たって、農林漁業者をはじめ地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念及び3つの目標からなる基本的方向や実施手法などを定めました。県では、この基本方針及び具体的な内容や手順を示した第3期「環境公共アクションプラン（平成31年3月）」に基づき農業農村整備事業に取り組みます。



第3期アクションプランにおける環境公共の取組方針

(1) 農・林・水の広域的連携の強化に向けた取組方針

広域的連携の強化に向け、事業の計画段階において、環境公共調整会議等を活用するなどし、流域内などでの他分野事業相互の連携の可能性を検討します。

広域的連携が可能である場合は、積極的に取り組み、公共事業事前評価等の機会に評価していくこととします。

(2) 分野別の取組方針

農業農村整備の主たる事業「ほ場整備」「かんがい排水施設整備」「農道整備」について、事業の「構想段階」「計画段階」「実施段階」「日常の維持管理段階（活用段階）」ごとの取組方針は以下のとおりです。

ア ほ場整備

区分	取組方針
構想段階	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の多様な主体が、地域の抱える課題や地域の特徴についての認識を共有し、地域の将来について話し合うことで、農を通じた豊かな地域の将来ビジョンを策定します。 ・地域資源を活用した地域ブランド化の取組を推進します。 ・農家に加え地域住民など多様な主体による地区環境公共推進協議会を設立し、地区の事業構想を検討します。 <div data-bbox="1002 533 1401 779" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1018 790 1393 824">地域ブランドに育った「なまず米」</p>
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の営農ビジョンを踏まえ、水稻の低コスト化や高収益作物の導入を目指す基盤整備を計画します。 ・環境に係る調査を行い、地区の環境の保全・再生に向けた推進計画を策定します。
実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水を行う際は、疎水材に本県特産のホタテの貝殻を活用するなど、地域資源をリサイクルすることで、地球環境問題に対する青森県らしい貢献を行います。 ・地元の小学校等と連携し、生き物調査や農作業の体験学習を行い、地域の担い手育成を図ります。 ・工事の際に希少生物が確認された場合は、移動・移植し、生態系を保全します。 <div data-bbox="1038 1211 1417 1473" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1031 1485 1422 1518">希少種「ミズオオバコ」の移植検討</p>
日常の維持管理段階（活用段階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備により集積・集約化された農地を有効に活用し、企業マインドを持った農業者が、多くの人を雇用して高い経営力を活かしながら、効率的で収益性の高い農業を展開し、地域経済をけん引します。 ・地区環境公共推進協議会や多面的機能支払交付金の活動組織等とも連携しながら、日常の維持管理、農業・農村の多面的機能の維持・保全に努めます。

イ かんがい排水施設整備

区分	取組方針
<p>構想段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構想に当たっては、生態系や水質保全の観点からも検討を行い、健全な水循環システムの再生・保全に資するよう努めます。 ・農家に加え地域住民など多様な主体による地区環境公共推進協議会を設立し、地区の事業構想を検討します。
<p>計画段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一水系内における他分野（林・水等）の取組を確認し、健全な水循環システムの構築に向けた広域的連携の可能性を検討し、持続可能で循環型の農林水産業の実現に努めます。 ・環境に係る調査を行い、生物多様性等の環境に配慮した事業計画を策定します。 <div data-bbox="997 495 1433 824" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1002 840 1391 869">農・林・水の関係者による遡上調査</p> <div data-bbox="467 887 1390 1563" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="576 1565 1256 1594">浅瀬石川の魚道整備と地域の人たちによる森林環境保全の取組</p>
<p>実施段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の小学校等と連携し、「水の旅」などの農業水利施設を巡る勉強会を継続し、環境公共の取組や健全な水循環の重要性について学ぶ機会を設けます。 ・工事においては生物への影響が軽減されるよう、例えば魚類の繁殖時期は河川や水路の施工を避けるなど、環境配慮対策を講じます。 ・工事の際に希少生物が確認された場合は、移動・移植し、生態系の保全に努めます。 <div data-bbox="1066 1630 1409 1883" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1086 1895 1398 1924">「水の旅」での頭首工の見学</p>

<p>日常の 維持管理段階 (活用段階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備後モニタリングを実施し、環境への悪影響が認められた場合は、改善策を講じるなど順応的管理に努めます。 ・地区環境公共推進協議会や多面的機能支払交付金の活動組織等が、日常の維持管理、農業・農村の多面的機能の維持・保全に努めます。
----------------------------------	--

ウ 農道整備

区分	取組方針
構想段階	<ul style="list-style-type: none"> ・農家に加え地域住民など多様な主体による地区環境公共推進協議会を設立し、将来の管理者である市町村参画のもと、地区の事業構想を検討します。
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部における農道整備の際は、林道サイドとの連携の可能性を検討し、公共投資と維持管理のコスト縮減を図ります。 ・農道により動物の生息域が分断される場合には、ロードキル等の防止のため、農道の上・下部に連絡ルートを設置するなど、動物の移動経路の確保に努めます。
実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装の際には、再生砕石や青森県認定リサイクル製品の再生アスファルト合材を使用して資源を有効活用し、地球環境問題への貢献を図ります。
<p>日常の 維持管理段階 (活用段階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による管理のほか、協議会でも日常の維持管理に努め、愛着のある、地元に着した農道として活用していきます。 ・多面的機能支払交付金の活動組織等とも連携し、農業・農村の多面的機能の維持・保全に努めます。 ・農道整備により残地が生じた場合は、植栽等により景観の保全に努めるとともに、各種コンテストへの応募などを通じて、地域の連帯感の醸成に努めます。 <div data-bbox="1066 1227 1407 1482" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1082 1489 1401 1563">「農村を彩る花壇コンテスト」 応募地区</p>

